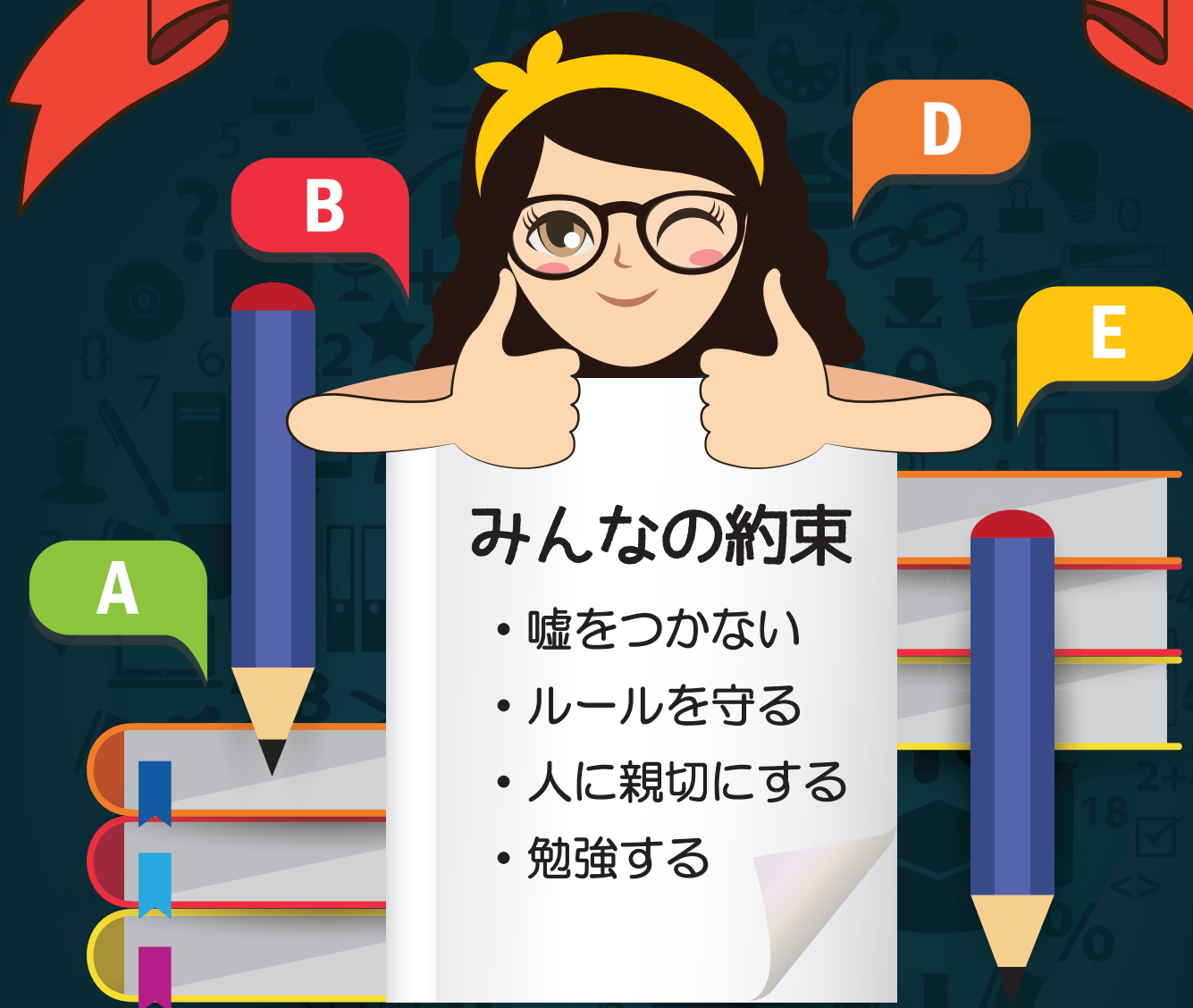


安全な学校にしよう

学校安心ルール

いじめ・暴力を

絶対に許さない



Copyright © Kazuo Nishimura

してはいけないこと

A 学習の時に

- ・授業におくれる
- ・授業をさぼる

- ・授業に関係ない話をする、関係ないことをする、音を立てる、他の子にちょっかいをかけるなど、授業をじゃまする
- ・授業をさぼり校内でたむろする

- ・授業中に立ち歩く、大声を出す、音楽をかける、暴れるなど、深刻な行為で授業をじゃまする
- ・テストのじゃまをする
- ・カンニングをする
- ・学校をさぼり地域でたむろする

B 他の子に対して

- ・いやがることを言う
- ・ことばやしぐさでからかう、ひやかす
- ・無視する
- ・物をかってに使う

- ・仲間はずれにする
- ・悪口、かげ口を言う
- ・こわがるようなことをしたり言ったりする
- ・物をかくす

- ・おどすようなことをしたり言ったりする
- ・いやがることを無理やりさせる、力づくでする
- ・押す、突き飛ばす、ぶつかる、プロレス技をかけるなどの暴力をふるう
- ・物をこわす、すてる

- ・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう
- ・ケガをさせる
- ・万引きや他人への暴力を強要する
- ・金品をうばう、盗む、たかる

C 先生に対して

- ・いやがることを言う
- ・ことばやしぐさでからかう、ひやかす
- ・無視をして指導を聞かない

- ・悪口、かげ口を言う
- ・バカにしたようなことをしたり言ったりする
- ・こわがるようなことをしたり言ったりする

- ・おどすようなことをしたり言ったりする
- ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう

- ・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう
- ・ケガをさせる

D その他のルールとして

- ・自分の机等に落書きする
- ・教室や学校の物をかってに使う
- ・教室や学校の施設にいたずらをする

- ・教室や学校の物をこわす
- ・夜中に家から出歩き徘徊する（「大阪府青少年健全育成条例」による）
- ・カードやゲームなどで賭けごとをする

- ・大規模な器物破損
- ・危険物（刃物）の所持
- ・その他、社会のルールに反すること

E 学校等が行う対応

- ・その場で注意
- ・別室における個別指導および家庭連絡
- ・奉仕活動または学習課題

- ・別室における複数の教職員による個別指導および家庭連絡
- ・数日間の奉仕活動または学習課題

- ・一定期間の別室における個別指導および学習指導
- ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
- ・警察へ相談し、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど）と連携した指導

- ・教育委員会が出席停止措置を行い、個別指導教室で指導
- ・警察へ通報し、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど）と連携した指導